和光市立広沢小学校 危機管理マニュアル



急がず、慌てず、



広い心でさわやかに

I 学校における危機管理の方針

1 学校における危機管理とは

学校教育に関して生じうる事件や事故そのものを防止し、あるいはその被害を最小限にくい止めるための措置(予防的措置)及び生じてしまった事件や事故に対する善後策に関する行為をいう。学校における危機管理は、管理職だけでなく教職員全員が関わることが重要であり、危機意識を持って日々の教育活動や業務に取り組む組織づくりを進めていかなければならない。

2 学校における危機管理の目的

- (1) 児童と教職員の命を守ること。
- (2) 事件・事故の管理を適切に行って、児童と教職員の信頼関係を維持し、深めること。
- (3) 教育活動の正常な運営を行い、学校に対する社会的信用や信頼を得ること。

3 学校における危機管理領域

- (1) 非常災害及び学校事故(火災・地震・竜巻・台風・学校事故等)
- (2) 教師に係る事件・事故(体罰・人権侵害・服務・勤務等)
- (3) 子どもに係るトラブル・事件(教師への暴行・非行・犯罪等)
- (4) 人間関係に係るトラブル・事件(いじめ・不登校等)
- (5) 施設・設備(不審者等)
- (6) 情報公開
- (7) 保護者とのトラブル

4 不審者侵入防止について

- (1) 学校防犯の概要
- (2) 不審者侵入想定マニュアル
- (3) 犯罪被害防止に関するに日常管理
- (4) 登校時以外の校門施錠

5 危機管理(さ・し・す・せ・そ)の心構え

(1) 心構え1

最悪(さ)を思い、慎重(し)かつ素早く(す)誠意(せ)をもって、対処することが求められるが、組織(そ)の一員として独りよがりな行動を慎むことが大切である。

(2) 心構え2

- (さ)最初の対応を慎重に行う。
- (し) 指揮系統をはっきりさせる。
- (す)推測で動かず、正確な情報を得る。
- (せ)戦略と戦術にたける。
- (そ)組織の役割分担を明確にする。

6 学校における危機管理体制の4つのポイント

- (1) 危機の予知(危機的状況が起こる可能性を予知しておくこと)
- (2) 危機の回避(危機的状況が起こる前に最大限の努力をすること)
- (3) 危機への対処(対応の仕方や役割分担等を日ごろから周知しておくこと)
- (4) 危機の再防止(再防止に万全を期すこと)

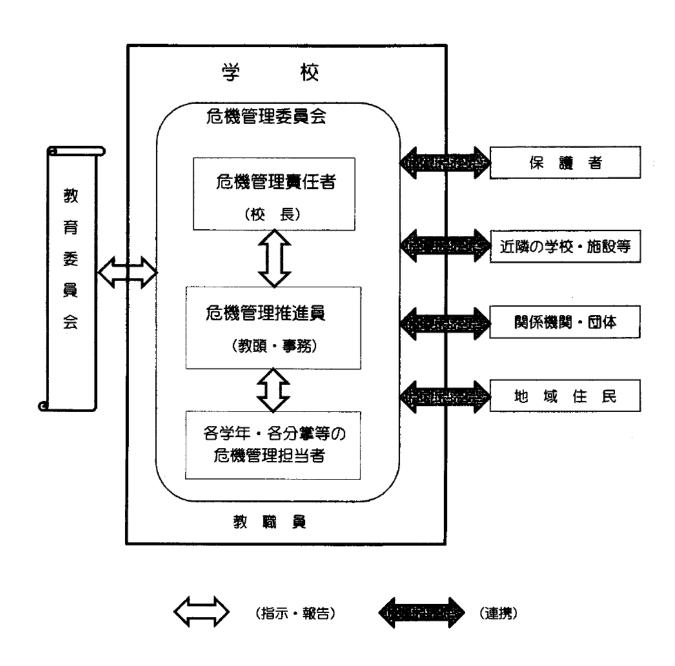
7 学校における危機管理の方法

- (1) 事実の正確な把握
- (2) 救命の必要性の判断
- (3) 教職員への対応
- (4) 教育委員会への報告
- (5) 被害者・加害者・保護者への対応
- (6) 保護者の会への報告
- (7) マスコミ対応
- (8) 記録の指示
- (9) 被害者・加害者・保護者との信頼回復
- (10) 再防止策の策定
- ※ 校長は、最悪の場合を想定し常に最悪の事態が起こった時の対応の仕方を講じておく。
- ※ 教職員は、どんな場合でも管理職への報告・連絡・相談を行い組織の一員であることを意識する。

Ⅱ 学校の危機管理体制

1 危機管理体制の整備

学校が保有する多様なリストを体系的にとらえ、未然防止の取組や危機発生時の対応など組織的に 危機管理を行うため、学校の規模などに応じて危機管理責任者、危機管理委員会などの組織体制を整備 する。



① 危機管理責任者(校長)

校長は、学校における危機管理責任者として、児童生徒等の安全・安心の確保を第一に考え学校における危機管理体制の確立に万全を期すとともに、平常時のリスクの低減対策や危機発生時の迅速かつ的確な対応を行う。また、関係機関との連絡調整の責任者並びに情報収集、情報提供及び情報発信の責任となる。

② 危機管理推進委員

危機管理推進委員は校長の指示に基づき、平常時にはリスクの体系的な把握、危機管理マニュアル・ 連絡体制の整備、研修・訓練の企画・実施など危機管理の進行管理を行う。危機発生時には、校長の方 針に基づき対応を行う。また、関係機関との連携調整や校内の調整を行う。

③ 学年・校務分掌等の危機管理関係者

危機管理関係者は、教育活動や業務等が有するリスクを把握するとともに、危機発生を未然に防止するための活動を行う。また、危機発生時には校長の方針に基づき対応を行う。

④ 危機管理委員会

危機管理を推進するための校内連絡調整機関として、危機管理委員会を設置する。危機管理委員会は 校長を委員長とし、危機管理推進委員等必要な人員で構成する。危機管理委員会は、学校の危機管理を 推進し、危機管理に関する情報収集、分析及び情報共有を行い、全校的な対応が必要な危機発生時にお ける対応方針の検討及び学校内の調整を行う。

⑤ 教職員

教職員は、日常の教育活動や業務を遂行するにあたり、リスクについて常に関心を持ち、リスクの内容や対策等について、校長又は危機管理推進委員と絶えず相談するものとする。また、危機発生時には校長の方針に基づき対応する。

⑥ 教育委員会、近隣の学校及び施設との連携

発生した危機により、学校内の対応だけでなく、地域や県全体など広い範囲での対応や小中学校と県立学校、幼稚園、保育所、学童保育クラブ等を含めた対応が必要な場合がある。そのため、各学校と教育委員会の速やかな情報の伝達や交流、対策の実施などの連携を行う。また、必要に応じて近隣の学校等に情報を提供する。

⑦ 保護者や地域等の連携

学校の危機管理を進める上で、保護者や地域等からの情報や意見、様々な協力を得ることが重要であり、日頃から信頼関係を築く取組を行う。

⑧ 関係機関との連携

学校で発生する危機は、学校だけで解決できない場合も多くある。危機が発生してからでなく、日頃から警察や青少年健全育成関係団体など、関係諸機関等との連携を行なうものとする。

2 『危機対策本部』の設置

きわめて重大な危機が発生した場合、指揮系統を明確にし、情報収集や対応の決定等を迅速に行うために危機対策本部を設置する。

① 設置

発生した場所がきわめて重大である場合は、学校に危機対策本部を設置する。

② 設置基準

- ・被害が深刻な場合や拡大が予想される場合
- 学校経営に与える影響が甚大な事態が発生した場合、またはそのおそれがある場合。
- ・その他校長が必要と認めた場合。

③ 組織

- 対策本部には、本部長(校長)、副本部長(教頭)を置く。
- 対策本部には、必要に応じて総括班、広報班等を設置する。
- ・現場があり、応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な場合は、現地対策本部を 設置する。

④ 所掌事項

- ・対策の決定及び実施に関すること。
- ・関係機関等との情報収集、情報共有及び連絡調整に関すること
- ・広報等に関すること
- その他必要なこと

Ⅲ 対象とする危機と緊急連絡体制

□対象とする危機

			危機の例示
児童に好ましくない影響を及ぼす事		学習活動	運動時、実習・実験、校外活動中の事故
	学習活動	特別活動	修学旅行、現場学習等での事故
		その他活動	学校施設利用中の事故
	交 通	交通事故	登下校時の死傷事故
		感 染 症	新型コロナウイルス等への集団感染
	健康	食 中 毒	給食等による集団中毒
	陸 球	アレルギー	食物アレルギーによるアナフィラキシーショッ
			ク
	人権・同和 人 権 侵 害		差別事象
		街 頭 犯 罪	児童、生徒による恐喝、ひったくり
	問題行動等	暴力行為	児童 、 生徒間の <mark>傷害</mark> 行為
		いじめ	いじめに起因する重大事案
	犯 罪	不 審 者	不審者による殺傷、連れ去り
	7G 9F	テロ・有事	水道への毒物混入、爆破予告
態	その他	その他	その他
		不 祥 事	教職員の不祥事(飲酒運転、セクハラ、体罰等)
	教 職 員	健康管理	心身の不調による業務への影響
学		事 故	交通事故
校 	教育計画	教育課程	未履修
の	施設設備	施設設備	施設の保守管理、修繕の不備等に起因する事故
信	 財 務	資金管理	公金の遺失
頼	נגני נא	会 計 処 理	不適切な公金支出
を	 情 報	個 人 情 報	個人情報の漏えい
損	AT CII	情報システム	システムダウンによる影響、ウイルスによる影響
な		保 護 者	保護者に対する不適切対応による信用失墜行為
う	 業務執行	広報·報道	マスコミに対する不適切対応による信用失墜行
事	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		為
態		威力業務妨害	不当要求、クレーム

口緊急連絡体制

1 救急車の要請

- ・和光消防署 461-0119
- ·朝霞竇察署 465-0110

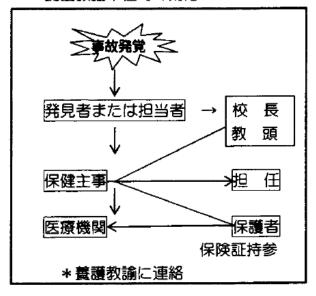
【救急車要請基準】

- ・心停止、呼吸停止の状態
- ・意識障害がある状態
- ・ショック症状(蒼白・脱力感 脈異常・冷や汗・あくび)
- ・痙攣が持続する状態
- 激痛が持続する状態
- ▶ 多量の出血や骨の変形を伴う状態
- 大きな開放創をもつ状態
- ・広範囲に火傷を受けた状態 等

【救急車への通報事項】

- ① 目的地 学校住所和光市広沢1-5
- ② だれが 氏名、性別、年齢
- ③ どこで 場所
- ④ どこを けがをした場所
- ⑤ どうした (意識がない)
- ⑥ 通報者名 自分の名前

2 養護教諭不在時の対応



大和タクシー 461-2222

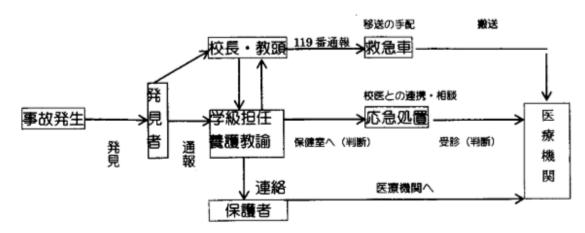
3 医療機関名

診療科目	病院名	電話番号
内 科	門田 隆太郎 (校医)	461-6412
眼 科	佐々木 淳(校医)	467-0071
耳鼻科	大森 英生 (校医)	467-3314
歯科医	島田 聡 (校医)	469-1010
歯科医	深町 和宏(校医)	480 - 2525
整形外科	勝海整形外科	464 - 2685
金形が作	富沢整形外科	468 - 3456
総合病院	国立埼玉病院	462-1101
NO 1771 PT	TMGあさか医療センター	466-2055

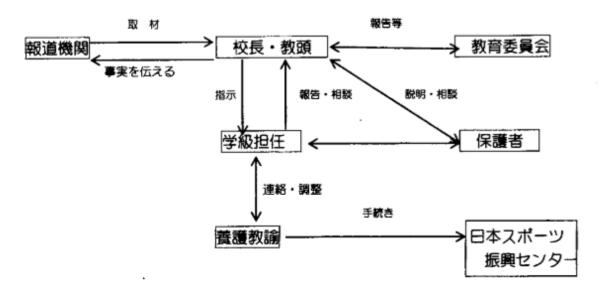
事故発生時の緊急連絡体制

【校内での事故及び登下校時の事故の場合】

■事故発生直後(10分以内の対応



■ 医療機関へ搬送後の対応



【危機を防止するために】·・職場における行動指針

- 1 「ちょっと変だな」「大丈夫かな」という意識をもって仕事をしているか
- 2 コンプライアンス(法令順守)をはみ出した行為をしていないか
- 3 「社会的責任」または、「道義的責任」からみて問題はないか
- 4 児童生徒の立場と目線、保護者の顔を思い浮かべているか
- 5 職場の「疑義事項」を「三猿主義」でうやむやにしていないか (アカウンタビリティを果たせるか)
- 6 一つのクレームにも、迅速・的確に誠意をもって対応しているか
- 7 そのことを誰に対しても堂々と説明できるか
- 8 「敏腕な社会部記者」が知っても問題にならないかを考える
- 9 「学校常識」でなく「社会の常識」で判断しているか
- 10 「リスク記事」を教訓としているか

人は起こしたことで非難されるのでは無く、起こしたことに<mark>どう対応したか</mark>、によって非難されるのである

【危機的状況が発生した場合の基本姿勢】

「最悪を想定し、慎重かつ素早く、誠意をもって、組織で対応する」

さ さいあく その時点における次の展開の最悪状況を想定する

ししんちょう 慌てず、焦らず、諦めず

すばやく 一刻も早い措置

せ せいい 誠意は相手が感じる感情

そしき 一人で何もかもできる人などいない

一人の子どもを粗末にしたとき その教育(学校)は光を失う

こどもは教師の教える力だけでなく、自分を本気でよくしようとしてくれているのかと本質を見ている。子どもの世界に嘘はない。どんな学校でも教師次第でよくなり、教師次第で悪くなる。

教師とは、環境や保護者、子どもの質もあるが、一番は教師の能力。そして、 その能力とは、あらゆることに温かいハートをもつ他愛精神である。それがあれば、どんな時でも子どもはついてくる。

学校防犯の概要

【非常事態(人為的事件)の種類】

- 1 不審者の校内侵入 → 不審者侵入想定マニュアル
- 2 児童が行方不明になった可能性がある
- 3 児童が何者かに連れ去られたり危害を加えられたりした可能性がある
- 4 凶悪犯が近隣に出現する恐れがある
- 5 その他児童に被害が生じる可能性がある特殊な事件の発生



【すべてに共通する基本認識】

情報の収集・・・事件の詳細を確認し記録を残す。

教育委員会との連携・・・すぐに和光市教育委員会に一報を入れ、指示を確認する。

保護者・自治会・保護者の会との連携・・・流せる情報を確認し、協力を要請する。

教職員の周知・・・緊急性のある判断は管理職が行う。その後、必要な情報を職員に周知し、



【児童行方不明事案】

- 1 授業中の場合は、校外に出た可能性がある か確認。校内にいる場合は、職員で探索。探 しても見つからない場合は、保護者に連絡。 状況に応じて教育委員会に一報。行方不明 の状態が続くようなら、警察への連絡を視 野に入れ対応する。
- 2 校外に出た可能性がある場合は、保護者に連絡、教育委員会に一報。保護者の了解の上、安心安全メールで保護者に協力を要請。 和光官舎・AB棟・西大和団地自治会へも協力を要請する。一定時間、行方不明が続く場合は、保護者に警察への通報を要請する。
- 3 放課後に児童が行方不明と連絡を受けた場合は、緊急性が高いかどうかを確認。緊急性があると判断される場合は、教育委員会に一報。保護者の了解の上、安心安全メールで保護者に協力を要請。和光官舎・AB棟・西大和団地自治会へも協力を要請する。一定時間、行方不明が続く場合は、保護者に警察への通報を要請する。

7

【その他の事案】

- 1 昨今は、どのような犯罪・事件が発生するのか予想が難しいケースがあり、どのような事案であれ、児童の安全を最優先に考え、柔軟に対応することが望まれる。
- 2 児童の連れ去り・性的被害・暴力・金品の被害等の情報が入った場合は、以下の点に留意する。
 - ① 事実の確認と記録
 - ② 教育委員会との連携
 - ③ 保護者・地域との連携
 - ④ 教職員に素早く情報を周知し、共通行動・共通認識が 取れるようにする
 - ⑤ 警察との連絡・連携
- 3 状況に応じてマスコミ対応指針も確認する。
- 4 近隣学校とも連絡を取り合い、対応を確認する。
- 5 児童の引き渡しの必要性が考えられる場合は、教育委員会・近隣学校と連携し対応を協議する。
- 6 事件性が高い場合は、保護者対応の窓口の一本化を図る。
- 7 状況に応じて休校等の判断が考えられる場合も教育委員会・近隣学校と連携し共通行動をとる。

不審者侵入想定マニュアル

状況・判断

留意点 • 備考

不審な人物が校内に入った(いる)のを発見した

近くの職員に状況を知らせ、複数体制(できれば3名以上)を整える。

声をかけ、不審者かどうか確認する。 「どちら様ですか?」「ご用件は何ですか?」

不審者ではなかった

保護者・地域の方であった場合には、警戒態勢であったことを 謝罪し、案内する。 名札の着用について説明する。

退去した

退去したか確認し、再度の 侵入がないか継続して監視 できる状態にする。

管理職に報告し、記録を残 す。状況に応じて、教育委員 会にも連絡をする。

隔離できた

- ・不審者を警察に引き渡す。
- ・警察に引き渡した段階 で、児童を集め、状況を説 明する。保護者にも緊急

隔離できない

第二次警戒態勢 (児童の安全確保)

- 精子机・さすまた・モップ 等を利用し、不審者の移動 を阻止する。
- 2 不審者の侵入を校内に知らせる。

「緊急放送。緊急放送。ただいまO Oに大きな荷物が届きました。先 生方お願いします。」(〇〇が急行し てほしい場所)

3 体育館の出入り口をふさ ぎ、不審者の侵入を阻止す る。 様子がおかしい。 素性目的がはっきりしない

「学校にはきちんとした理 由がないと入れません」と 伝え、退去を求める。 可能であれば、一名が応援 を呼ぶ

退去しない 退去したがまた侵入した。 安全確保のため、該当者から1 ~2メートル離れて対応する。

- 名札をしているか
- ・保護者なら児童名・クラス 名・担任名が答えられるか
- ・職員に用事なら、職員名・担

刃物を持っている・攻撃的 である等、危険性が高い

可能な限り、初期の段階で、多くの職員に状況を知らせ、緊急の場合に対応できるようにする。

危険性が明らかな場合には、初期の段階で 第一次警戒態勢に入る。

第一次警戒態勢(不審者の隔離と通報)

1 職員への緊急連絡

「緊急放送。緊急放送。ただいま〇〇に大きな荷物が届きました。先生方お願いします。」(〇〇が急行してほしい場所)

- ・さらに緊急性が高い場合は、呼び笛・非常ベル・大声等で、周囲に緊 急事態であることを知らせる。
- ・学年で児童を誘導する教員(基本女性教員)と、現場に駆けつける教員(基本男性教員)に分かれる。誘導教員は、安全を確認し、児童を体育館に誘導する。現場に向かう教員は机・椅子等、隔離に役立つ物を持って現場に急行する。
- 2 警察・教育委員会への通報・連絡
 - ・速やかに 110 番通報を行う。隣の和光消防署に支援を要請。

Tu 048-461-0119 または直接行く。

- ・市教委に一報を入れ、支援を要請する。
- 3 不審者の隔離→<u>必ず複数の人員が揃ってから。</u>
 - ・可能であれば別室に隔離を試みる。決して無理はしない。

不審者を警察に引き渡す

- ・児童を体育館に集め、全員の無事を確認する。
- ・児童に状況を説明すると共に、心のケアに努める。負傷者がいる場合は、応急措置後、119番通報する。
- ・保護者に緊急メールを送付し、状況の説明と、児童の引き渡 しについて連絡する。
- 情報を集約し、教育委員会に報告する。
- ・マスコミへの対応 (緊急危機管理マニュアル参照)
- ・ 再発防止に向けて校内体制の再チェックを行う。
- ・授業再開に向けての措置を考える。

h

犯罪被害防止に関する日常管理

(1) 校門及び校舎入口の管理

時間	児童・教職員	来校者・保護者
登校時間	・児童は正門から登校する。	・正門は開けておく。
8時05分~8時20分	・8時35分頃、担当教員が昇	〈担当職員が 254 側門、市役
	降口の扉を閉める。	所側門は開けておく。>
授業中	・校門は閉めておく。	・正門は、業者、来校者はそ
		の都度開閉める。
		〈担当職員が 254 側門、市役
		所側門は閉める>
下校時間	・教職員は児童が下校する際に	・正門は開けておく
※曜日、学年により時間	昇降口を閉める。	〈担当職員が 254 側門、市役
帯は異なる		所側門は開ける>
下校時間後	・施錠担当が昇降口を閉める	・正門は、業者、来校者はそ
		の都度開閉める。
		〈担当職員が 254 側門、市役
		所側門は閉める>

(2) 来校者の管理

- ・来校者に向けて、授業中は正門や254側と市役所側の扉を閉めることを年度当初に周知する。
- ・来客の予定がある場合は、来校者名簿に記入していただく。
- ・保護者は学校指定の名札をする。

登校時以外の校門の施錠

1 広沢小学校及び第二中学校の間の通路について

学校関係者以外の立ち入りは原則禁止

2 北門(国道254号側)および南門(市役所側)の門について

- 門は原則閉める
- 児童の登下校や在校等を考慮し、**以下の時間帯は門を開けておく**。

【課業日】

- 登校時(朝~午前8時35分頃まで)
- ・ 下校時(午後3時00分頃以降~学校、学童保育クラブ、社会体育利用団体利用のいずれか終了時まで)

【長期休業日】

午前8時30分~午後5時00分(職員の出勤時間帯)

【休日(土日祝日等)】

利用される団体等が責任をもって開閉を行ってください。

3 その他

- 課業日等における門の開閉は職員が行う。休日等におかれましても、ケガ等の防止の 観点から、**門扉の開閉は必ず大人が行う**ようにする。
- 本通路は学校の敷地内となりますので**禁煙。自動車の中であっても喫煙不可**。